

健康保険の保護をなす、ある

然るに運車現業員としての私達には何等の恩恵の自援助方法は少しも認められ居らぬ
 早老と病苦と精力の消耗は私達の將來に何を示したか、如何なる條件の下に種々に
 衰弱し朽ち身を保護すべきか、將來を思ふ時只其心には疲勞と切つた最早生
 活を支ふる力なき一々の疎慢があることを如何せん致に現在。私達は會社の退
 職手当に上り生活の保証に頼らざり外道なき弱者である。

此の意味に於て、一たび大失所の有考察に於て私達の養老金を減せられんことを願ふ
 の心ありませぬ

実行方法として左表に列す割合に於て改善せられん

年数別	日給	支給日数	給出額
一ヶ年退職	一八〇	三〇	五四〇
二ヶ年退職	一九〇	五〇	九五〇

三ヶ年退職 二〇〇日 一〇〇日 二〇〇日

四ヶ年以上の退職手当支給日数は左に示す

年数別	支給日数	年数別	支給日数
四ヶ年	一三〇	十ヶ年	三五〇
五ヶ年	一六〇	十一ヶ年	三九〇
六ヶ年	一九〇	十二ヶ年	四三〇
七ヶ年	二二〇	十三ヶ年	四七〇
八ヶ年	二五〇	十四ヶ年	五一〇
九ヶ年	二八〇	十五ヶ年	五五〇

三、運輸規定第五條、第三項及第五項改正ノ件

噴 類 理 由